

公営住宅手続きにおける個人番号（マイナンバー）の利用について

●公営住宅における個人番号（マイナンバー）制度のメリット

手続きの際に必要な証明書等の添付が省略でき、申請者の負担が軽減されます。

○個人番号を利用する場合、他人のなりすまし等を防止するため厳格な本人確認を行います。

1. 申請者が窓口にお越しの場合の本人確認は、

- ①正しいマイナンバーであることの確認（マイナンバー確認）と
- ②窓口にお越しの方が本人であることの確認（身元確認）を行います。

2. 申請者と異なる方が窓口に来られた場合は、申請者のマイナンバー確認と代理人の本人確認として、

- ①代理人であることの確認（代理権の確認）
・・・・・・委任状が必要（法定代理人の場合は戸籍謄本等）
- ②代理人本人であることの確認（身元確認）
- ③申請者のマイナンバーであることの確認（マイナンバー確認）を行います。

【マイナンバー確認と身元確認に必要な書類とは？】

1. マイナンバー確認には下記のいずれかが必要です。

- ・ 個人番号カード（プラスチック製で顔写真付）
- ・ 通知カード
- ・ 個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し

2. 身元確認には、下記のいずれかが必要です。

◇1点でよいもの（顔写真付きの公的証明書）

個人番号カード、運転免許証、パスポート、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真の入ったもの）、在留カード特別永住者カード等

◇2点必要なもの（官公署から発行される書類その他これに類する書類で、個人識別事項（氏名・生年月日・住所）の記載があるもの）
健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、預金通帳、社員証、学生証等